

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷四十第

行發日一月六年一十正大

論叢

不勞利得税を論ず 法學博士 小川郷太郎

基督教文明の發展概論 法學博士 財部 靜治

社會哲學に於ける主義的の二元論的思想 法學士 恒藤 恭

經濟道と經濟術 法學士 作田 莊一

小作制と小作法 法學博士 河田 嗣郎

時論

我邦の地租を論ず 法學博士 神戸 正雄

說苑

ジョン・ロックの私有權論 經濟學士 岩城 忠一

功利主義と生産政策 經濟學士 堀 經夫

雜錄

古川古松軒の著述に就て 經濟學士 黒 正 巖

『共產宣言』の英譯本について 法學博士 河 上 肇

附錄 本誌第十四卷總目錄

基督教文明の發展概論(一)

財部 靜治

最近の世界大戦争は、少くとも人間史上世界として、異常の物質的進歩を、示せる時代ありし事實の、一例證に供し得へし、戦前の史上何れの時代を搜すも、同様に莫大なる資源を、使用せること曾て存せず、軍隊に組織せられ、武装せられ扶持せられたる、人員の總勢よりするも、未だその前例を見ず、而して又是等の人々は、古人の夢想し得ざるか如き、一確率を備ふる武器を自在に使用し、破壊力甚大なるへき諸方便を有したり。

陸地に於て是等の力を使用せる外、更に尙海面下の戦争、空中戦争を交へ得たることを、想ひ合せんか、今日既に人力克く自然の資源を、制すること如何に偉大なるかを、感せずんば非るへし之を生むかためには、由來知識の、異常なる前進を續け來り、その結果又人力の、驚くへき發展を示したり。

進歩を資力の増進によりて、測ることとなす際、その大事績を擧げし證據は、右の如く歴然たり、されど又一面に於て、文明は幾多の仕方により、失望たり失敗たりしことも、亦之を認めざるを

得す、約六十年前史家 Buckle は、軍國主義と高き智能的發展とは、伴ひ得ざること、明白なりと考へたり、多くの人は又近年に至る迄、戦亂か文明國民の利益に背馳し、寧ろ半開又は未開の人間に限り、起り得へざるを信せんとしたり、されど世界の平和は亂れて、かゝる希望の空しかりしを示し、文明の最終結果は、戦争を不可能ならしむるに非ず、寧ろ戦争を極めて大仕掛に、行ふの諸方便を授くるに、ありしことを實證せり、看る可し知識と自然を制するの力と増進し、通交相互運輸を利とするの感念増せりとするも、之のみにては何等戦亂ならしむるに足るものなきを。

之か理由を尋ぬるに、そは吾人の意志を遂行すへき、諸方便の知識上偉大の進歩を遂げしに拘はらず、意志そのもの、間に、甚しき不同あり、かくて相違し又兩立し得ざる諸目的を、達せんと覺悟しつゝあるの事實に求むへきもの、如し、吾人が平和を期待し得へきは、一の共通目的あり、諸國民が悉く提携して、之を達せんとすることに、一様なる満足を表する場合に限れり、されど諸民族の活動を促し、又之に指圖すへき目的、殊異に流れんか、そは互に兩立し得ざるに至る國民につきて見るも、個人につきて察するも、自分免許は戦時に於けるのみならず、平時に於ても、文明を害すへき禍根なり、世界には自決の一機會を要求すへき、民族多きと同様、各文明社會には、自己暢達の諸機會を享受するの一權利を要求し、此權利を至上視し、他の諸目的に對し之を従たらしむるか如きは、決して許すへきものに非ずと、考ふる人多し、特殊の自恃目的を

貫かんとするの要求は、現時に於ける幾多運動の根柢をなせり、一面に於ては共通目的を達せんとするの組織、著しく増加せるを見るも、人は又統制に屈するを、好まざるの風あり、ために人の諸活動をして、その最大効能を發揮せしむるため、必要な統制は完うされず、實に個人の獨立要求と、人間社會の維持及動作とは兩立せず、然るに個人の獨立は無政府主義者によれば、一の絶對善たるか如く理想化せらる、假りにこの要求にして容れられたりとせんか、戦後の社會立直し上、成功を期するの事由なきに庶幾からん。

大戰は右の如く 進歩の實在と、進歩に伴へる不安の理由とを、曝露したりとせんか、吾人は又之に稱保せられ、將來如何なる方針に出てなは、諸面倒の可能的一解決を期待し得べきかを察取するに足らん、個人的自由と有力なる組織とは、共に自己訓練により保全せらる、訓練を積むは外部よりの一目的を、達せんと希望しつゝ、其の意志に服するの任意決心なり、而して現戦争は前古未聞の規模による、訓練の可能なるを示せり、その昔回教徒の征服者は、超自然的なる希望に鼓舞せられて、勇猛不羈なる所業に出て、又奈翁の如き一大首領の人格は、その士卒の信服に、その一唱和を發見したり、實に一軍の士氣を鼓舞し、之か組織訓練を完うせしむべきは、人の意志そのものを化せしめ、之を促してその直接目的を犠牲に供せしめ、その代りに非私心的大望を懷きつゝ、全力を之に傾注せしむべき力にあり、茲に精神力は、その作用の一表明を窺はしむ、最近の戦争は人力により、自然に加へらるゝ、異常の支配力を示せるのみならず、一面又人の意

志と、その意志を陶冶すべき精神的影響とは、重きをなすことを啓示せり。

精神力の特質は、來るべき平和及その永遠性問題に關する、議論に於ても亦普通に認めらる、國民的意志に一變化起り、諸國民が共通の目的を、貫かんとする場合に限り、敵意を起さざるの一實際保證、備はれりとするを得ん、世には一侵犯に對して實力を使用し、かくて平和の維持を強ひ得へき、一國際聯盟を組織せんとして、幾多の工夫は積まれつゝあり、されどかかる一組織の成否は、結局は實力を使用するの勢力により左右せらる、然るに諸國民の相對的地位及事情には、絶えざる變化あるを以て、外部より抑壓を加ふるの力として、頼み得へきものを求むるは難し、されど道德的勢力は、諸事情の變化により左右されず、永遠的なるべき平和の必要條件は國民的意志に一變化起り、各國民が皆に自國の擴大を、その目的とするのみならず、他國民の幸福のため、多少の犠牲を忍ぶの、意あるに至ることに存す、一の條約は如何に公然に結はれたりとするも、事情變り來らんか、一國民はその約を守らざるの、言譯けを之に求めん、一組織存在するに至らば、國際嫉視の諸結果を、抑制するに足るべきこと、又は猜忌心育成せらるる限り、永遠平和を生み出され得へきことを、安んじて信する能はず、輓近の如き物質的時代にありてさへ、諸自然力を制し、之に諸裝置を施すに拘はらず、人間の幸福を達するためには、恃むに足らず、寧ろ精神力は、戰爭に勝つかためにも、永遠平和のためにも、共に肝要なることは、大戰により示されたり、要するに善心に遷らんとするの一希望は、眞に生命の攔なり、之かために良成績な

るべき行動を着手せしめ、人間の幾多施設を弱むべき、衰微は阻止されん。

二

右の序論に照して考ふるに、人生に於ける精神的元素につき、その發生發達を究むるは確かに有益なり、又その普及發達を生むべき、諸條件を會得するの望は、過去に於ける之か發展の諸階段を尋ぬることにより最もよく達せらる、而も亦その研究は、周到なるを要す、蓋し精神的元素は極めて重大なる一因子たりと雖も、その諸痕跡は表面に存せず、從ひて全く見失はれ易きを以てなり。

國恩を忘れ、個人の自由自主主義に熱狂する者は、或は大正十年及十一年に於ける、日英兩皇儲の交驩を以て、事帝室に屬すとし、國民の預り知らざる所となさん、されど東西兩洋精神文明の接觸融和に志し、之を統括して遠大の一理想を立つるの、志ある者よりせんか、右上空前の事實を以て、右の理想立定の門出を、象徴せしむるも無意義に非るべし、そは免も角とし近日 George R. Davies, *National Evolution*, 19 を繙けるに、就中基督教文明と題せる一章は、右の研究目的上西洋文明の精神的基礎を、歴史的に要覽せんとする人のため、有益なるに似たり、特に著者が開化史論と、經濟的法則の具體的支配とを、調和せしむるに努め、此要點上諸學者の意見明かに一致せるものを見るを得ず、從ひて己むを得ず自家の判斷を下せりとば、著者の公言せる所なるを以て、^{*}經濟學理に興味を有する者にとりては、一層重んずべきものあり、素より一面よ

* Cf. Preface, p. IX.

り察するときは、かく鮮明なる研究態度を採用せるかために、錯雜普遍なる事實の採擇につき、
恰ねく公平の注意を與へ、不偏の判斷を下すに勉めたりとは、なし兼ねるか如きものあり、之を
明かにするため、試みに先づ國民的發展の、倫理的基礎を論じたる、一節を引くこととせんか、
曰く

國民生活の諸構成力として、優勢なりし倫理的諸理想中、實際上最大の重味を有せるものは
財産概念又は輓近實業家により、その名目により呼ばるゝ如き資本の概念なり、社會が特權
ある一群の、世襲的權利を確立し、かくて社會そのものを安固ならしめしは、財産權の倫理
及施設をその方便としたればなり、少くとも共有の原始的又は率先者の階段過ぎ去るや否や
産業單位の所有者たる者、雇主となり、勞働に當るべき群衆の支配者となる、諸國民が經驗
せし、一切の變遷を通し、財産權は社會統制に於ける、目立てる一因子をなせり、武斷的獨
裁政治は、通常僧侶階級により支持されたる、地主の組織群たりき、奴隸制は從者の人身に
迄推し擴げられし、財産觀念の一擴大に外ならず、時ありては諸開化方を代表せる、一僧侶
階級それ自體か、舞臺の中心を占めたり、されどかかる場合にも財産の既得權は、或は僧侶
それ自體か、資産ある經理者の一群となることにより、或は實業の迅速なる前進により、速
かに確立の原狀に還りたり、實際上、一切の法律系統は、財産權及契約の倫理的公理を土臺と
せり、土地貴族か諸封建國民の脊骨をなせると同様、資本家本位的國民にありては、幾分か

動き易き金力貴族、勢力を握る、兩者の間區別さるる點は、後者の支配力ある所有か、普通のとなり流動的又累進的となれるにあり、獨裁政府そのものは、一財産經理組織の一部分をなし、一面民主的政府は財産權及契約強行のために存在す、故に諸國民の國民的發展を、研究するに當りては、財産の集中及膨脹を促すへき、經濟的法則を銘記するの要あり、國家の神髓とすへきは、次の點にあり、即ち政治的超越構造は、一の本源的意義よりも、一の傳來的意義を有すとするは之なり

と。(前掲書三及四頁) 國家を解釋するために、從來の法學者間に普通なりしか如き、形式的解釋に甘んせざるの、口吻を洩らせるは可なり、されど經濟的法則の主力か、私有財産の一基本秩序のみに集注さるるもの如く取扱へるは、偏せるの嫌なしと、せざるに似たり、假りに此點は寬假するも、私有權廢止論并に現在及將來に於ける之か實現の可能に就き、相當の酌量を加へざりしは、果して公平と言ふへきか、疑なき能はず、その外基督教文明の發展そのものにつき、説ける中にも、獨逸社會政策の功過に關する、評論の如き、多少醜薄の嫌あるに似たり、又近時に於ける文明と、基督教との交渉又は背馳につき、説く所粗なるの感なきに非ず、されどその所説の全結構は、吾人の如き基督教儀に全く不案内なる者のため、洽好の知津に供し得へきか如く、想はれし儘、以下その所説を骨子として本稿を起し、他日精研に就くの、端緒たらしめんと欲す。(未完)